

令和8年度定山溪アクティビティコンテンツ開発調査業務 仕様書

1 業務名

令和8年度定山溪アクティビティコンテンツ開発調査業務

2 業務の目的

本業務は、定山溪の四季折々の豊かな自然、温泉街らしさや観光スポットを体験できる新たなアクティビティ・コンテンツを創出するための調査を行うものである。

定山溪では、「滞在時間の延長」や「地域固有の資源の磨き上げ」が課題となっており、持続可能な温泉観光地として国内外の来訪者を魅了していくためには、定山溪の特性を活かしたコンテンツの充実が必要となってくる。

調査にあたっては、国立公園の豊かな自然・温泉文化といった定山溪の資源を最大限に活用することで持続可能な温泉観光地としての魅力を高め、新たな客層を取り込みつつ、宿泊日数及び滞在時間の延長に寄与するコンテンツとなるかが重要となる。また、維持管理コストを含めた事業としての収支、自然公園法等の諸規制、安全確保等の多角的な視点から実現可能性、持続可能性の客観的な評価も必要となる。

3 業務委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 定山溪におけるアクティビティ・コンテンツの意義整理

- 第2次定山溪魅力アップ構想や定山溪温泉かわまちづくり計画を踏まえた上で、定山溪の提供価値を定義し、アクティビティ・コンテンツの必要性を整理する。

(2) 国内外の先進事例調査とコンテンツ案の検討

- 国内外の競合温泉地・観光地における地域の特性を活かしたアクティビティ・コンテンツの事例をおおよそ5箇所以上抽出し、それぞれの特色（ブランディング、ターゲット等）についてまとめる。
- 事例を踏まえ、定山溪と整合性のとれたアクティビティ・コンテンツ案を提示する。コンテンツ案は、新規大型設備導入型、既存資源活用型等性質の異なる複数の案を用意する。なお、前者についてはジップラインの導入、後者については三笠緑地の活用をそれぞれ必須のコンテンツ案とする。
- 各コンテンツ案は、「定山溪との整合性」や「消費額増加」及び「滞在時間延長」の寄与度等、導入可否判断のための根拠を具備すること。

(3) 事業としての持続可能性の検証

- 各コンテンツ案における運営主体（地元事業者との連携、PPP/PPF等）の想定。
- 初期投資額、維持管理費を含む期間10年の収支シミュレーション。事業として自走可能であることを前提とする。

- ・設備の維持管理については、メンテナンス等の整備手法の説明、将来的に発生しうる設備更新の時期、費用及び撤去時の費用を別途算出すること。

(4) 関連法規、環境負荷やその他課題の整理

- ・国立公園（自然公園法）、河川法、森林法等、導入にあたって想定される法的ハードルの整理。
- ・景観維持および環境保護と利用を両立させるための「低環境負荷（ローインパクト）」な手法の検討。
- ・事業運営にあたってのリスク（冬期間のメンテナンス、景観への影響等）を整理。

(5) 地域へのベネフィット提示

- ・コンテンツ導入により特定の事業者にのみ利益が偏ることなく、地域全体がどのような恩恵を享受できるか（宿泊者数増、消費単価向上等）を数値を用いて論理的に説明すること。

5 成果物の提出

調査により検討した各アクティビティコンテンツ案について実現化する場合の優先順位とその根拠を『調査報告書』としてまとめること。

6 納品

成果物は、業務履行期間中に『調査報告書』として提出すること。調査報告書は、Googleドキュメント形式、スライド形式にて納品すること。ただし、Google work spaceの使用が困難な場合はMicrosoft office形式の提出も可

7 著作権

(1) 受託者は、委託者に対し成果物（以下「本著作権物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。 -

(2) 受託者は、成果物に関する著作人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

(3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。

(4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

8 その他留意点

(1) 『第2次定山溪観光魅力アップ構想』を中心とした札幌市、定山溪の観光振興に関する既存のビジョン、プランなどの理解を深めたうえで業務実施にあたること。

(2) 業務の履行にあたっては、法令、条例等を遵守し適正な取り扱いを確保すること。また、委託者と常に連絡を取って十分な打ち合わせをし、その指示によって行うこと。

(3) 本仕様書に定めのない事項、または本仕様書の解釈に疑義が生じた事項については、委託者と受託者との間で十分な協議を行い、決定するものとする

(4) 本業務の履行に伴い受託者が提供した資料や、打合せ・計画等の内容については、本業務の目的にのみ使用し、委託者の許可なく第三者に提供してはならない。

(5) 業務に付帯する作業については、本仕様書に明記されていない事項であっても履行すること。

(6) 成果物が本仕様書に反することが判明した場合には、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。